

監 第 652 号
令和2年10月26日

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長
(公印省略)

岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の改正について（通知）

平素から、本県の建設業行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「建設業の働き方改革の促進」、「建設現場の生産性の向上」、「持続可能な事業環境の確保」の観点から、令和元年6月12日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」が公布され、令和2年10月1日から一部の規定を除いて施行されたところです。

この改正に伴い、建設業法（昭和24年法律第100号）に新たに規定された「建設業者の地位の承継手続」、「著しく短い工期の禁止」、「建設資材製造業者等に対する勧告・命令」等に対応するため、次のとおり、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準（平成19年9月11日付け監第595号）」の一部を改正し、令和2年10月26日から施行することとしましたので、通知します。

記

添付書類

- ・ 基準の一部改正の概要
- ・ 新旧対照表
- ・ 改正後の基準全文